

応募手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本公開買付けに係る公開買付代理人は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）が担当いたします。

応募に際しては、「公開買付けへの応募手続きについて」（P.2）ならびに「公開買付けへの応募手続き（詳細）」（P.3～P.6）をご確認のうえ、みずほ証券の支店およびプラネットブース（以下「みずほ証券支店等」といいます。）に備え付けの「公開買付応募申込書」に所定の事項を記入し、ご提出ください。

※ 本公開買付けの要項につきましては、同封のプレスリリース「株式会社ラック株式（証券コード：3857）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」および「KDDI株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」等をご参照ください。


なお、本公開買付けにつきましては、みずほ証券以外の証券会社を經由した応募の受け付けは行われません。みずほ証券にお取引口座をお持ちでない場合、応募に際して口座開設が必要となりますのでご注意ください。

本公開買付けの応募およびお問い合わせにつきましては、みずほ証券支店等、又は、みずほ証券のコールセンターにお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

敬具

<お問い合わせ>

- 口座をお持ちのお客さまは
お取引店またはコールセンターへ
コールセンター **0120-324-390**
営業時間（平日 8:00～19:00 / 土曜日 9:00～17:00）

- 公開買付けへの応募手続きについては
⇒ ダイヤルプッシュ 

- 口座をお持ちでないお客さまは
はじめてダイヤル **0120-555-324**
営業時間（平日 8:30～19:00 / 土曜日 9:00～17:00）

■ スマートフォンで解決



お客さまの目的にあった
さまざまなメニューを
お選びいただけます。

■ よくあるご質問

みずほ証券 FAQ

 検索

公開買付けへの応募手続きについて

みずほ証券のお取引口座
に株式のお預かりがある

『みずほ証券以外の証券会社のお取引口座』に株式のお預かりがある
『信託銀行等の特別口座』に株式が管理されている

みずほ証券に
お取引口座がある

みずほ証券にお取引口座がない

本・支店で口座開設に必要な手続きをとる

- ・口座開設には、①個人番号（マイナンバー）又は法人番号、②本人確認書類（注1）が必要になるほか、③印鑑が必要になる場合があります。
- ・口座開設と同時に応募書類もご提出いただけます。ただし、応募受付は、株式がみずほ証券のお取引口座に振り替わってからとなります。
- ・お取引コースは原則「3サポートコース」をお選びください。

みずほ証券のお取引口座への振替手続き

◎ 他の証券会社のお取引口座に株式のお預かりがある場合

- ⇒お取引先の証券会社にて、みずほ証券のお取引口座への振替手続きをお取りください（注2）。
- ⇒株式がみずほ証券のお取引口座に振り替わるまで5日程度かかります。
- ⇒他の証券会社の特定口座で株式を管理されており、本公開買付けへの応募による売却を特定口座でされる場合は、みずほ証券においても特定口座を開設の上、振替手続きを行っていただく必要があります。

◎ 信託銀行等の特別口座に株式が管理されている場合

- ⇒みずほ証券にて振替手続きをお取りください。
- ⇒特別口座の口座管理機関に届け出た印鑑が必要になります。
- ⇒みずほ証券のお取引口座に振り替わるまで2週間程度かかります。

みずほ証券で応募手続きをする

応募手続きに必要なもの

①公開買付応募申込書（みずほ証券支店等に備え置き）、②本人確認書類（注1）※既にお取引口座を開設されている場合でも、現況がみずほ証券のご登録内容と異なる場合や長期間お取引がない場合は、改めて本人確認書類が必要になる場合があります。

（注1）【本人確認書類について】

個人	法人
運転免許証、旅券（パスポート）、住民票の写し、各種健康保険証等 【本人特定事項】 ①氏名、②住所、③生年月日	登記事項証明書 【本人特定事項】 ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地ならびに事業内容を確認できるもの（法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類が必要になります。）

（注2）【他の証券会社からみずほ証券に株式を振り替える場合の書面に記載するコード（番号）について】

機構加入者コード（7桁）：「1169660」と記載してください。

加入者口座コード（21桁）：「1169660+10000+●●●●●●●●（7桁のお客さまコード）+00」と記載してください。

※2022年11月22日以前にみずほ証券のお取引口座を開設し証券保管振替機構対象の株式をみずほ証券でお預かりしていない場合、上記加入者口座コードの登録がない場合がございますので、みずほ証券支店等又はみずほ証券のコールセンターまでご連絡ください。

上記は一般的なお手続きを簡略化して記載したものです。個別のお手続きにつきましてはみずほ証券支店等又はみずほ証券のコールセンターにお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。なお、お手続きには一定の日数を要する場合がありますので、お早めにご連絡ください。

公開買付けへの応募手続き（詳細）

1. みずほ証券での口座開設について

<p>① みずほ証券にご持参いただくもの</p>	<p>(1) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号^(注1) (2) 本人確認書類^(注1) (3) お振込先としてご指定いただく銀行口座等の 口座番号がわかるもの (預金通帳又はキャッシュカード等) (4) 印鑑(必要な場合があります)</p>
<p>② <u>口座開設には、お時間がかかる場合がございます</u> なるべく公開買付期間最終日の2週間前を目処にお手続きください</p>	<ul style="list-style-type: none">・ ご提出いただいた書類に不備がない場合でも、本人確認等でお時間をいただいております。・ 公開買付期間最終日が近づくとつれ、受付場所が混み合う場合がございますので、なるべくお早めにお手続きください。・ お取引コースは原則「3サポートコース」をお選びください。・ 口座開設は、みずほ証券支店等へご来店のほか、下記のQRコード等から「みずほ証券 口座開設アプリ」をダウンロードすることで、スマートフォンからお手続きいただくことも可能です。 <div data-bbox="767 1104 1422 1391" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>Androidをご利用の方</p><p>Google Play で手に入れよう</p></div><div style="text-align: center;"><p>iPhoneをご利用の方</p><p>App Store からダウンロード</p></div></div></div>

2. 公開買付けへの応募について

① 応募手続きにはみずほ証券のお取引口座が必要となります	・ 口座開設がお済みでない場合、お早めに口座開設手続きをお取りください。
② 株式の状況をご確認ください	<p>(1) みずほ証券のお取引口座に株式のお預かりがある場合は、株式の振り替えに関する手続きは必要ございません。</p> <p>(2) みずほ証券以外の証券会社のお取引口座に株式のお預かりがある場合は、あらかじめお取引先の証券会社にて、株式をみずほ証券のお取引口座に振り替えるお手続き^(注2)をお取りください。</p> <p>(3) 信託銀行等の特別口座に株式が管理されている場合^(注3)は、あらかじめ特別口座の口座管理機関又はみずほ証券支店等にて、株式をみずほ証券のお取引口座に振り替えるお手続き^(注2)をお取りください。</p>
③ みずほ証券にご持参いただくもの	・ 特にごさいません。ただし、上記②(3)のお手続きを行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出た印鑑をご持参ください。
④ 「公開買付説明書」の内容をご確認のうえ、「公開買付応募申込書」をご提出ください	・ 「公開買付説明書」および「公開買付応募申込書」は、みずほ証券支店等からお取り寄せください。応募申込手続完了後、「公開買付申込受付票」をお渡しいたします。

※ 応募の受け付けは、公開買付期間最終日の15時で締め切りとなります。

3. 公開買付けの結果の確認、決済の方法および場所について

① 公開買付けの結果のご確認	・ 公開買付期間終了後、「公開買付けによる買付け等の通知書」をお送りいたします。
② 決済の開始日	・ 2025年1月22日(水)
③ 決済の方法および場所	・ 公開買付けが成立した場合の売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付応募申込書の「売却代金等の取り扱い」欄にご記入いただいた方法でお支払いいたします。

(注1) イ) 個人番号（マイナンバー）又は法人番号および本人確認書類の提出について

みずほ証券において新規にお取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募される外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類および本人確認書類の詳細につきましては、みずほ証券支店等又はみずほ証券のコールセンターまでお問い合わせください。

ロ) 個人株主の場合

次の表の①から③のいずれかの個人番号確認書類および本人確認書類が必要になります。なお、個人番号（マイナンバー）をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券にて口座開設を行うことはできません。また、みずほ証券において既にお取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号（マイナンバー）を変更する場合には個人番号確認書類および本人確認書類が必要になります。

	①	②	③
番号確認書類		通知カード	個人番号が記載された 住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (※当該書類は本人確認書類 の1つになります。)
+			
本人確認書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	a. 以下のいずれかの 書類1つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの 書類2つ (a. の提出が困難な場合) ・ 住民票の写し ・ 住民票の記載事項証明書 ・ 国民健康保険被保険者 証等の各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等	a. 以下のいずれかの 書類1つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの 書類1つ (a. の提出が困難な場合) ・ 国民健康保険被保険者証 等の各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等

- ・ 個人番号カード（両面）をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・ 通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・ 氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・ 本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

ハ) 法人株主の場合

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面および本人確認書類（登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称および本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの））が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類が必要となります。また、みずほ証券において既にお取引口座を開設している法人であっても、法人名称および所在地を変更する場合には法人番号確認書類および本人確認書類が必要になります。

二) 外国人株主の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(※1)、法人の場合は、名称および本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(※2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人および法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)および常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(※3)が必要となります。

(※1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。

(※2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(※3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、①常任代理人による証明年月日、②常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名および役職が記載され、みずほ証券のお取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注2) 他の証券会社からみずほ証券に株式を振り替える場合の書面に記載するコード(番号)について

- ① 機構加入者コード(7桁): 「1169660」と記載してください。
- ② 加入者口座コード(21桁): 「1169660+10000+●●●●●●●●●●(7桁のお客さまコード)+00」と記載してください。

※2022年11月22日以前にみずほ証券のお取引口座を開設し証券保管振替機構対象の株式のみずほ証券でお預かりしていない場合、上記加入者口座コードの登録がない場合がございますので、みずほ証券支店等又はみずほ証券のコールセンターまでご連絡ください。また、法人のお客さまは、上記のコード(番号)が異なる場合もございますので、詳細はみずほ証券のお取引口座の担当者までご連絡ください。

(注3) 信託銀行等の特別口座からみずほ証券のお取引口座への振替手続きについて

株券電子化の施行日(平成21年1月5日)にほふり預託されていない株式は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に残高が移行しております。特別口座では本公開買付けに応募できません。みずほ証券のお取引口座への振替申請手続き(特別口座の口座管理機関への口座振替申請書の提出)が必要となります。振り替えに際しては、以下の点にご注意ください。

- ① みずほ証券に開設されたお取引口座と特別口座の名義が同一の場合に限り、みずほ証券にて口座振替手続きの取り次ぎを行うことができます。
- ② 振替株式数は、特別口座に記録された株式数の範囲内でお取り扱いします。
- ③ 口座振替申請書には、特別口座の口座管理機関に届け出た印鑑を押印してください。
- ④ 口座振替申請書の「届出印」「住所」「氏名」が特別口座の口座管理機関に届け出たものと異なる等の不備があった場合は、特別口座の口座管理機関は口座振替申請書を受け付けません。特別口座の口座管理機関からの返戻に時間を要する場合があります。不備がないよう十分ご注意ください。

公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上

※ この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する最終決定はご自身のご判断をお願いいたします。